

## 旧高久家住宅チャレンジショップ募集要項

### (1) 目的

国の登録有形文化財である旧高久家住宅を活用し、市内での開業を目指す方に店舗運営や販売の機会を提供することで、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区の賑わい創出と地域経済の活性化を目指します。

本要項では、旧高久家住宅をチャレンジショップとして使用する者を募集するにあたって必要な事項を定めるものとします。

### (2) 施設概要

所在地	桜川市真壁町真壁191番地
構造	木造2階建て
用途地域	近隣商業地域
延床面積	202.05㎡(1階、2階)
占有面積	128.12㎡(1階)
設備	洗面所、トイレ、室内照明、エアコン、フリーWi-Fi 簡易な調理(※)設備(IH調理器、シンク、冷凍冷蔵庫)
駐車場	周辺の有料駐車場または 市営高上町駐車場(午前9時～午後7時)をご利用ください。

#### ※簡易な調理とは

完成品または半完成品からの主な作業工程が一工程のみの調理行為を指します。  
出店内容が簡易な調理に該当するかどうかは、茨城県筑西保健所の衛生課(TEL: 0296-24-3913)にお問い合わせください。

#### 「簡易な飲食店営業」の具体例

- ①既製品(そのまま喫食可能な食品)を開封、加温、盛り付け等して提供する営業
- ②半製品を簡易な最終調理(揚げる、焼く等)を行い提供する営業  
(食品例:唐揚げ、フライドポテト等)
- ③米飯を炊飯、冷凍パン生地を焼成する営業
- ④既製品(清涼飲料水、アルコール飲料等)及び既製品以外の自家製ジュース、コーヒー等の飲料を提供する営業

### (3) 使用料

・使用料 10,000円(税込) / 30日間

※日単位で使用する場合は、日額1,000円(税込)となります。

※光熱水費、下水道使用料、Wi-Fi利用料は、市が負担します。

※ゴミの処分等に伴う費用は、使用者の負担とします。

※什器備品の設置及び撤去に伴う費用は、使用者の負担とします。

※その他事業にかかる費用は、使用者の負担とします。

#### (4) 対象者

旧高久家住宅を使用できる対象者は、次のすべてに該当する者とします。

- ① 満18歳以上の個人、団体または法人
- ② 今後、事業を始めようと考えている者または事業の新展開を目指す者
- ③ 本施設で1週間あたり3日間以上かつ12時間以上営業する者
- ④ 地域の賑わいの創出及び地域経済の活性化に資する事業の開業に意欲のある者
- ⑤ 地域住民の活動に関心を持ち、地域のイベント等（真壁のひなまつり、真壁祇園祭、まかべ日和、まかべ・町なか美術館、THE DAY等）に協力できる者
- ⑥ 文化財施設であることを十分理解したうえで使用することができる者

※桜川市外に居住する方でも対象となります。

#### (5) 対象とならない者

次の各号のいずれかに該当する者は、旧高久家住宅を使用することができません。

- ① 市町村税に滞納がある者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団で、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及び構成員

#### (6) 対象業種

旧高久家住宅の対象とする業種は、小売業、サービス業、飲食業（簡易な調理に限る。）とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除くものとします。

許認可が必要な業種の場合、事業開始までに必要な許認可を取得してください。

また、以下に該当するものは使用することができません。

- ① 施設を汚損もしくは騒音、振動、悪臭を発生する恐れのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの
- ③ 宗教活動または政治活動を主たる目的とするもの
- ④ その他本事業の目的に合致しないと判断されるもの

#### (7) 使用期間

令和7年4月から令和8年3月末まで

※上記の期間には、開業や終業のための作業等に要する期間を含みます。

※日単位や30日間単位で応募することも可能ですが、長期的に使用希望の方が優先される場合がありますので、予めご了承ください。

## **(8) 営業時間・定休日**

営業可能時間：午前7時から午後10時までの間で自由設定

定休日：自由設定

※地域の賑わい創出に資するよう工夫して設定してください。

※市営高上町駐車場の開場時間は、午前9時から午後7時までとなります。

## **(9) 応募方法**

使用を希望する方は、次の書類を作成及び添付し、桜川市都市整備課へ郵送または直接持参してください。

- ① 旧高久家住宅使用申請書（様式第1号（条例施行規則第5条関係））
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 住民票（申請者が個人である場合）、定款またはそれに準じるもの（申請者が団体である場合）、法人登記簿謄本（申請者が法人である場合）のいずれか
- ⑤ 市町村税の滞納がないことの証明（法人の場合は、法人及び代表者の市税を完納していること。）

※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

## **(10) 応募期間**

2025年2月3日（月）～2025年3月14日（金）必着

## **(11) 使用者の決定**

応募書類の内容が本事業の目的に合致していることや、事業計画に妥当性があり実現可能性が高いこと等を総合的に審査します。選定結果は、各応募者へ書面で通知します。

## **(12) 注意事項**

- ① 日常的な施設、設備、備品等の維持管理は使用者の責任とします。
- ② 事業実施に係る保険等は使用者の任意加入とします。
- ③ 使用者の責めに帰すべき事由により建物及び第三者等に損害を与えた場合、使用者がその損害を賠償するものとします。
- ④ 文化財施設のため、火気の使用には注意してください。
- ⑤ 本施設の敷地を使用していただくため、庭の除草作業にも努めてください。
- ⑥ 別途、使用規則をご確認ください。

## **(13) 申込み及び問合せ先**

桜川市 建設部 都市整備課

〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023

TEL：0296-58-5111（代表）

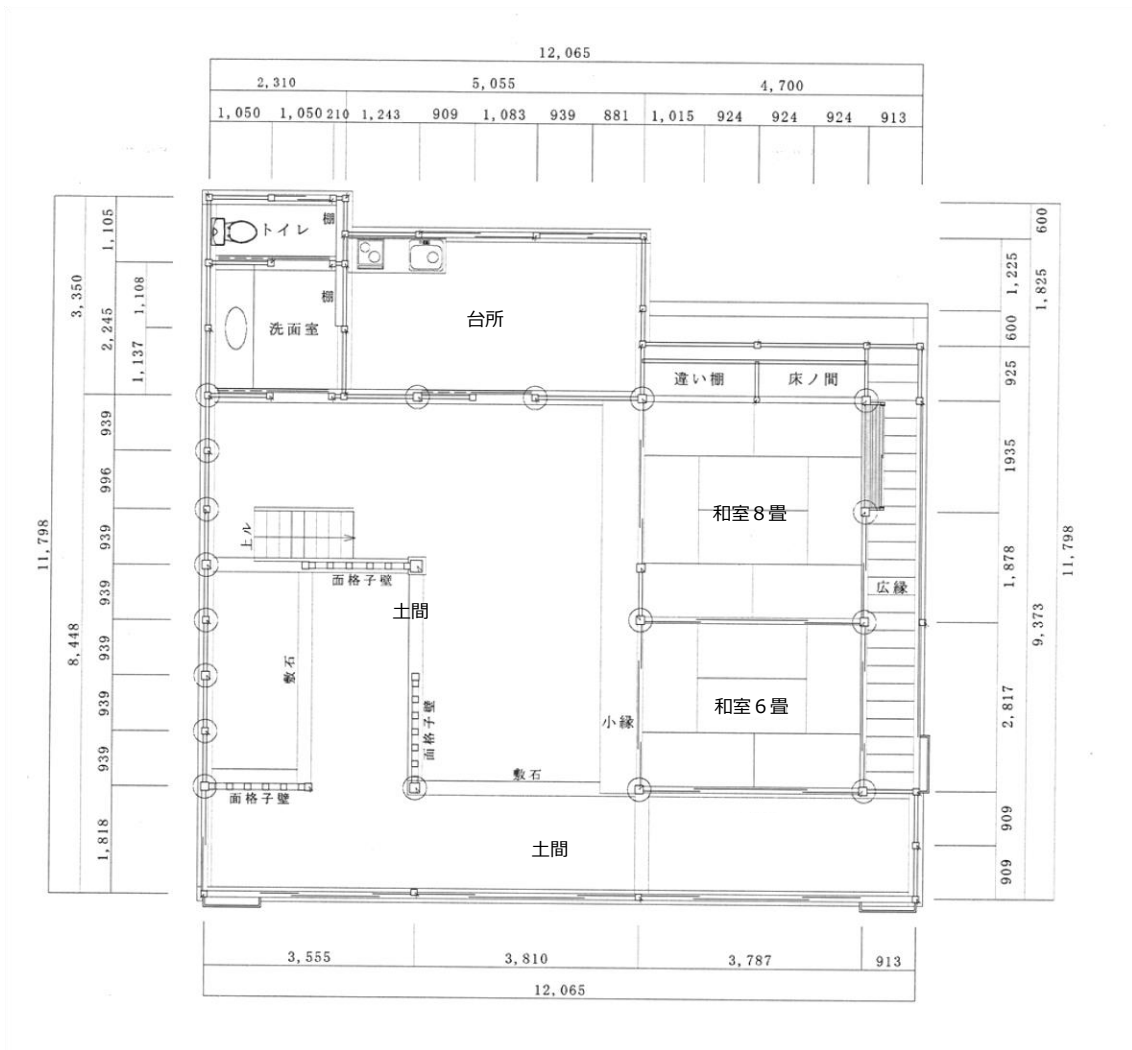
【外観】



【案内図】



【平面図】



【内観】

